

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	情報法

Y 社の発行する雑誌 A において、次のような記事を掲載した。

ある県で、複数の高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人（注）B 会は、県内では有名で、その理事長は県の社会福祉審議会委員などの要職にある。ところが、B 会の常務理事（常勤）X が、飲食店を経営する C 社の取締役を兼業し、そこから年 1000 万円の収入を得て、しばしば豪遊している。社会福祉法人 B 会では、X は勤務時間外に C 社の取締役の仕事をする条件で兼業を承認しているが、実際には B 会の勤務時間中に事務所に不在であることが多く、B 会関係者の話によると、常務理事の仕事に支障が出ているという。

また、X が夜間に某高級料亭から出てくるところを、同料亭の玄関近くの道路から、X の顔を識別できるような写真を撮影し、この記事に併せて掲載した。

これに対し、X は、「B 会の事務所に不在であっても勤務時間には常務理事の職務を行っており、B 会の業務に支障を生じさせていない。記事は名誉毀損に当たる。また、自分の写真を無断で撮影して雑誌に掲載したのは肖像権の侵害である。」として、Y 社に対し民法 709 条に基づき損害賠償請求をした。

Y 社は、次の 1 及び 2 のそれぞれについて、どのようなことを主張・立証すれば損害賠償責任を免れるかについて説明しなさい。

- 1 名誉毀損について
- 2 肖像権（みだりに自己の容貌を撮影され、公表されない利益）侵害について

（注）社会福祉法に基づき都道府県知事の認可を受けて設立される法人

以上